

東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電設備の普及を国と一体的に促進することにより、民生家庭部門における地球温暖化防止を推進するため、住宅用太陽光発電設備(以下「対象システム」という。)の設置に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げるすべての要件に適合したものとする。

- (1) 市内に住所を有し、自らが居住する住宅(店舗等と併用している場合を含む。)に設置する太陽光を利用して発電を行う設備で、住宅の屋根等の設置に適し、電力会社の低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。
- (2) 平成21年2月1日から平成22年2月28日までに対象システムの設置工事を完了していること。ただし、対象システムが設置された建売住宅(未入居の新築物件に限る。)を購入する場合にあっては、引渡しが完了していること。
- (3) 設置前において、使用に供されたものでないこと。
- (4) 申請時において、市税を滞納していないこと。
- (5) 一般社団法人太陽光発電協会に設ける太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)が制定した住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程(平成20年12月24日J-PEC第0810-0007号)又は住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業実施細則(平成21年11月16日J-PEC第0911-0018号)に基づく当該補助金(以下「J-PEC補助金」という。)を受けていること。
- (6) 電力会社と電力受給契約を締結していること。
- (7) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (8) その他別に定める要件に適合していること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象システム太陽電池モジュールの公称最大出力の値(キロワット表示とし、1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下2桁未満を切り捨てた値)に3万円を乗じた額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、上限を12万円とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、対象システム設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力計及び余剰電力販売用電力計に係る経費
- (2) 配線、配線器具の購入及び据付に関する経費
- (3) 設置工事に係る経費

(補助金の申請)

第5条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間内において、東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) J - P E C 補助金に係る補助金交付申請書(様式第1又は様式第2)の写し
- (2) J - P E C 補助金に係る交付決定通知書の写し
- (3) J - P E C 補助金に係る実績報告書(様式第5又は様式第6)の写し及び実績報告に係る次の添付書類

ア 対象システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅全体の写真(カラー)

イ 対象システムの設置費に係る領収書の写し

ウ 電力会社との電力受給契約書等の写し又は対象システムが系統連系・逆潮流有りのシステムであることが確認できる書類

エ 対象システム(全太陽電池モジュール)の出力対比表の写し

- (4) 対象システムに計画の変更があった場合は、J - P E C 補助に係る計画変更承認申請書(様式3 - 2)及び計画変更承認通知書の写し

- (5) J - P E C 補助に係る補助金交付額確定通知書の写し(ただし、第2条第2号に定める期間内に工事又は引渡しが完了している場合であって、別に定める申請受付期間内に補助金交付額が確定していない場合は、誓約書の提出をもってかえることができる。この場合、申請者は、J - P E C からの補助金交付額の確定通知があったときは、速やかに提出しなければならない。)

- (6) 申請者の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)

- (7) 納税状況調査同意書(別紙1)

(8) 対象システムを設置した住宅の所有者が申請者以外に存在する場合は、その者の太陽光発電設備設置承諾書（別紙２）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請の受け付けは、別に定める指定場所への直接持参の方法により先着順に行うものとする。

3 補助金の交付予定額が予算額に達したときは、新たな申請を受け付けないものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び金額を決定し、東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）又は東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

2 市長は、前項の交付又は不交付決定に当たって、必要に応じ条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第7条 交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容等により難いと認めるときは、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付申請取下げ書（様式第4号）を提出することができる。

2 前項の取下げ書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（交付の請求）

第8条 交付決定者は、交付決定通知書を受け取った日から30日以内に東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定通知の日から起算して60日以内に前項の交付請求を行わないときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（補助金の交付）

第9条 市長は、交付決定者から前条第1項の補助金交付請求があった場合は、交付請求に基づき30日以内に補助金を支払うものとする。

（帳簿等の整備及び保管）

第10条 前条の補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、当該補助

事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、及び対象システムを設置した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 市長は、当該補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、対象システムの使用状況、帳簿その他の必要な事項について、補助金受給者に報告させ、又は当該職員に現地調査を行わせることができる。

(実績報告等の協力)

第12条 市長は、補助金受給者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 月々の発生電力量、売電電力量及び買電電力量の実績報告書の提出
- (2) 環境家計簿への参加
- (3) 市の地球温暖化防止に関する取り組みへの参加
- (4) その他市長が必要と認める事項

(管理)

第13条 補助金受給者は、対象システムをその法定耐用年数(17年)の期間中、適正に管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。

2 補助金受給者は、補助金を受けた年度の翌年度から起算して5年間のうちに対象システムが損傷、滅失したとき、又は対象システムを処分しようとするときは、太陽光発電設備損傷・処分届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(手続きの代行)

第14条 申請者は、第5条第1項及び第7条1項の手続きを行う場合において、対象システムを販売する者に当該手続きを代行させることができる。

2 申請者は、前項の手続きを代行させる場合は、第5条第1項の申請書に東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付申請手続代行届出書(様式第7号)を添えて提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第15条 市長は、補助金受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 第 11 条の規定に従わないとき。

(4) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(補足)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

平成 年 月 日

（あて先）東大阪市長

申請者	住 所	〒 - 東大阪市			
	フリガナ			印	
	氏 名				
	生年月日	明治 大正	年	月	日生
		昭和 平成			
	電話番号	() -			
E-mail					

東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付申請書

東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額					0 0 0 円
----------	--	--	--	--	---------

対象システム設置の概要	建物の区分	既築住宅	新築住宅	建売住宅	
	所有形態	申請者が単独で所有している 申請者以外に所有者がいる 申請者を含め 名 申請者以外が所有している			
	最大出力		.		k W
	設置費用 (補助対象経費)	円	設置(引渡し) 完了日	平成	年 月 日

販売業者	住 所				
	業 者 名		電話番号	()	-

備考	受 付
<p>1 欄には該当する項目に✓を記入してください。</p> <p>2 申請にあたっては、本申請書及び申請チェックシートとともに、必要な添付書類を提出してください。</p> <p>3 申請者以外の者（販売業者に限る。）が申請手続きを代行する場合は、申請手続代行届出書（様式第7号）を提出してください。</p> <p>4 欄には記入しないでください。</p>	
納税状況確認 調査依頼 (月 日) 回答 (月 日)	

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所	〒 - 東大阪市		
フリガナ		印	
氏 名			
生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月 日生
電話番号	() -		

納税状況調査同意書

私は、東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱に基づく、補助金の交付申請に関する審査にあたり、私の市税（個人市民税、固定資産税（都市計画税）、軽自動車税）の納税状況を調査することに同意します。

受付番号	
------	--

欄には、記入しないでください。

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

(承諾者)

住 所	〒 - 東大阪市	
フリガナ		印
氏 名		
電話番号	() -	

太陽光発電設備設置承諾書

東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱に基づく、補助金の交付申請にあたり、下記の建物は私の所有に係るものであるため、申請者に対し適正な管理を果たすことを条件に対象システムの設置を承諾します。

記

対象システム設置 建物所在地 (申請者住所)	〒 - 東大阪市
申請者氏名	
申請者との関係	

誓約書

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

申請者	住所	〒 - 東大阪市	
	フリガナ		印
	氏名		
	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生

私は、東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱第5条第1項の補助金の交付申請を行うにあたり、平成 年 月 日に対象システムの設置(引渡し)が完了し、平成 年 月 日にJ-PECに対し実績報告を行いました。申請日現在でJ-PEC補助金交付額が確定していませんので、J-PECからの補助金確定通知があり次第、速やかに補助金交付額確定通知書の写しを提出することを誓約します。

なお、補助金交付申請の日から6ヶ月以内に確定通知書の写しを提出しない場合は、東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金の全額を、また、J-PEC補助金実績報告書と補助金交付確定通知書の内容が相違する場合は、その差額を返還いたします。

平成 年 月 日

（あて先）東大阪市長

住 所	〒 - 東大阪市	
フリガナ		印
氏 名		
電話番号	() -	

東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け東大阪市指令 第 号により交付決定を受けた東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金について、東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請を取下げます。

補助金交付決定額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 0 0 0 円			

受 付 番 号	
対 象 シ ス テ ム 設 置 場 所	東大阪市
取 下 げ の 理 由	

平成 年 月 日

（あて先）東大阪市長

住 所	〒 - 東大阪市	
フリガナ		印
氏 名		
電話番号	() -	

東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け東大阪市指令 第 号により交付決定を受けた東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金について、東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求金額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 0 0 0 円			

受付番号	
------	--

振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通預金 その他（	当座預金 ）	口座番号
フリガナ			
口座名義人氏名			

振込先の口座名義は、交付決定通知を受けた者（申請者）に限ります。

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所	〒 - 東大阪市	
フリガナ		印
氏 名		
電話番号	() -	

太陽光発電設備損傷・処分届出書

東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

補助金交付決定日 及び交付決定番号	平成 年 月 日 東大阪市指令 第 号	受付番号	
対象システム 設置場所	東大阪市		
損傷又は処分の時期	平成 年 月 日		
損傷又は処分の別	損傷 処分 処分の方法 売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄 その他(具体的に)		
損傷の状況及び原因 又は処分の理由			

平成 年 月 日

（あて先）東大阪市長

（申請者）

住 所	〒 - 東大阪市	
フリガナ		印
氏 名		
電話番号	() -	

東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付申請手続代行届出書

東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付に係る手続きを次の者に代行させますので届け出ます。

なお、代行者が行う手続きについて、一切の異議申し立ては行いません。

手 続 代 行 者	住 所	〒 -		代表者印
	業 者 名			
	代 表 者 名		電話番号 () -	
	担 当 者	所属部署		
		氏 名		電話番号 () -
<p>_____ 様の東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付に係る一切の手続きを当社が代行いたします。</p> <p>なお、手続きに関し、貴市にご迷惑をおかけいたしません。</p>				